



日本における調停と海外における調停の比較・考察、及び国際商事紛争解決地としての日本の未来

菅野，智恵子

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2019-09-25

(Date of Publication)

2021-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7567号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007567>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	菅野智恵子 すがの ちえこ
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	日本における調停と海外における調停の比較・考察、 及び国際商事紛争解決地としての日本の未来
審 査 委 員	主査 教授 齋藤 彰 教授 高橋 裕 教授 八田 卓也

国際ビジネス紛争の解決方法として、近年、国際調停が脚光を浴びている。日本でも 2018 年 11 月に京都国際調停センターが開設され、2019 年 8 月には、シンガポールで調停による国際和解に関する国連条約（シンガポール条約）の署名式典が開催された。論文は、こうした中、日本の調停（司法型調停及び民間調停）と海外（シンガポール、香港、イングランド）の国際調停を概観の上、事例や実情を紹介するとともに、調停のスタイル（評価型か交渉促進型か）、主張・証拠の引継ぎ、プロモーションの観点から比較考察を行う。そして、そうした検討を基に、日本が国際商事調停を活用するには今後どのような方策が必要かについても検討・提示する。

「第1章 日本の調停と海外の調停の概観」では、まず日本における調停として、司法型調停と民間型調停の制度的な概観と現状について、詳細なデータを踏まえた説明がなされる。また海外における調停として、論者がこれまでに実地調査等を行ってきたシンガポール・香港・イングランドの制度的な概観とその現状が詳しく説明される。

「第2章 日本の調停と海外の調停との比較」においては、とくに(1)調停スタイル、(2)主張・証拠の引継ぎ、(3)プロモーション、の3つの側面から日本の調停と海外の調停との比較検討が行われる。とくに調停スタイルの比較は本論文の中心をなす考察であり、論者の豊富な実務経験や実地見聞に基づいた具体的で踏み込んだ分析がなされている。概略は次の通りである。

日本の調停は、司法型調停、民間型調停等に分類されるところ、司法型調停の件数が圧倒的であって、民間型調停の件数は少ない。また、国際商事調停は、JCAA の年に1-2件しかない。他方で、シンガポール、香港、イングランドは、いずれの国も、訴訟の前に調停を含む ADR を勧めることを弁護士の義務とし、当事者が不合理に ADR 手続を拒否すると、Adverse cost order（訴訟費用の制裁の命令）がなされる恐れがある等、紛争解決の方法として調停を強く推進している。

日本の調停、特に司法型調停は、事実認定・法的評価を行った上で、心証を適宜開示し、時には調停案を提示して調停を行う評価型のスタイルが特徴的である。これに対して海外における調停は、シンガポールは評価型と交渉促進型の混合型であるものの、交渉促進型が原則であり国際商事調停でもその調停スタイルが一般的である。海外の調停では、当事者が主役という考えが根本にあり、調停人の質問も情報収集のみならず、問題や解決方法について当事者に考えさせることをも目的としている。

論者は、国際商事調停の標準のスタイルが交渉促進型だからと言って、日本の司法調停も、直ちに交渉促進型にすべきとは考えていない。司法型調停における当事者が裁判所に對し、一定の事実の認定と合理的な解決策の提示を期待していることから、それを活用した評価型の調停が紛争の効率的な処理に貢献する面があると指摘する。しかし他方で、評価型は当事者の主張に対する評価であるから土俵が狭く設定されるのに対して、交渉促進型は基本的には当事者間の交渉であるから、当事者が自分自身で紛争の根本的問題点を把握し解決しようとする努力が必要になり、請求として表れた事実にとどまらずその争いの元であったり関連したりする他の問題も一緒に交渉のテーブルに出すことによって、和解運営の土俵も広くなるとする。そして結論として、司法型調停であっても、最初は当事者自身の自主的な紛争解決を助ける、交渉促進型の調停を行い、それでも奏功しない場合に、評価型のスタイルで、裁判所としての考えを示した上で、検討させるという混合型での進め方がよいとの見解が示される。

また論者自身の実務経験や海外での調停に立ち会った経験等を踏まえて、日本でも海外でも調停人がすべきことは共通であり、当事者の話を傾聴し、真の紛争原因を探ってその解決を目指すことや、未来に目を向けることこそが、訴訟や仲裁にはできない調停の最大のメリットであると結論する。

主張・証拠の引継ぎについては、日本の司法調停や特に訴訟上の和解を前提とすれば、調停での主張・証拠は、訴訟等にも当然引き継ぐのが効率性に資する面がある一方で、紛争解決のために当事者が調停で本音で話し合うというインセンティブやメリットを重視するのであれば、UNCITRAL や海外の調停規則で定められているように、調停での主張・証拠は、訴訟等に引き継ぐべきではないということになる。そして、現状の対応としては、個別の事案に応じて当事者間で証拠制限契約を結ぶことを検討したり、主張・証拠引継ぎ制限が定められている JCAA や京都国際調停センター等の調停機関で調停を行ったりすることを検討するのがよいとする。

日本と海外の調停についてのプロモーションについては、シンガポール、香港、イングランドは、訴訟の前に調停を含む ADR を検討することを義務付ける等、調停を裁判所や法務省も積極的に推進しており、海外でのセミナー等にも積極的に取り組んでいる現実を指摘する。これに対して、アジアの国際紛争解決推進の潮流に取り残されてきた日本であったが、ようやく日本政府も国際仲裁を中心としたプロモーションに取り組み始めており、日本で国際標準の国際調停ができることをアピールしていく必要があるとする。

「第3章 国際商事紛争解決地としての日本の未来」では、日本が早急に取り組んでいくべき8点の課題との方策とが検討されている。すなわち、(1)国際調停機関・施設の不足について、(2)日本企業・海外へのプロモーション・政府のバックアップについて、(3)国

際調停人・代理人の人材不足について、(4)外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)の問題について、(5)裁判所の国際ADRに対する理解について、(6)シンガポール条約の批准、(7)仲裁と調停の連携(Med-Arb、Arb-Med-Arb)の活用、(8)裁判所との連携、である。これらの中には、すでに取組が進みつつあるものもあるが、残された課題は多い。

最後に、調停における未来志向の解決の長所が示され、日本における和を重視した伝統文化が調停と整合性を有することが述べられる。そして、国際商事紛争において調停を紛争解決制度の中心へと押し上げることを目指すシンガポール条約に日本が加盟することの重要性が指摘されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近時、国際商事調停への関心が高まる中、日本の調停と海外の調停との比較という点から、日本における調停制度の現状の詳細な再検討を行い、これから先日本がグローバルスタンダードをまいた国際ビジネス紛争解決地としてのポジションを獲得するための具体的な方策を論じたものである。

論文全体を貫く特徴として、論者の調停における豊富な実務経験や CEDR 等の国際調停機関によるトレーニングに参加した経験・シンガポールや香港での実地調査などを踏まえて、信頼できる具体的な情報に基づいた考察を行っていることが指摘できる。こうした情報を有する日本人法律家の数はきわめて限定されており、その意味において論者による情報発信と具体的な提言とは、日本にとって大きな意義を有するものと言える。

また現時点における日本の朝廷の状況について、論者の直接の実務経験や実務経験者からの聞き取り等を通じてその状況を正確に把握しようと努めており、統計などのデータを豊富に用いて臨場感のある説明を行っている。したがって本論文は、日本における調停の将来を考える上重要な基礎資料として極めて有益なものとなるであろう。

海外における調停の状況として、イングランドに加えて、アジアにおける国際商事調停のハブであるシンガポールと香港が取り上げられていることも、本論文の考察を信頼できるものになっている。最近における調停の隆盛を牽引してきたのはアメリカ合衆国と Lord Woolf による民事司法改革後のイングランドであるが、アジアにおいてはイングランド型の影響が大きく、特に国際商事調停においては日本企業による利用という側面から、イングランドの基本的な影響下にあるシンガポール・香港における国際商事調停の展開は重要である。論者が、京都国際調停センターの立ち上げに関わることによって新たな経験や情報に接してきており、それによって得られた知見が本論文にも活用されていることが分かる。

調停に関する理論的な検討という側面からは、とくに調停スタイルにおける評価型と交渉促進型というステレオタイプに対して、実務経験を踏まえて批判的に検討し、日本における司法型調停においても交渉促進型調停の有する長所を取り入れて、いわば混合型の実務を展開することの必要性を鋭く指摘している点が重要である。すなわち、評価型の色彩が強い司法型調停においても、最初の段階においては当事者間における真の紛争のありかを探るべく、幅広い背景的な情報を聞き出すためのスキルを調停人が用いるべきであるとする。評価型のスタイルでは、当事者の主張に対する評価がその紛争の外枠を確定するため、幅広い利益を紛争解決のテーブルにむせることが難しくなる。これに対して、交渉促進型の調停

の中心をなすスキルを効果的に活用することにより、紛争解決を両当事者にとってより満足できるものにすることが可能となりうる。論者は、こうした結論自体は、すでに草野元判事の論考によっても示されてきたところであるとする。仮に両者が同じ結論に到達したとしても、交渉促進型を強調する海外の調停機関等の調停人養成トレーニングを受けた経験や、海外における調停手続への立ち会い、内外での調停における実務経験等を十分に踏まえたうえで同じ結論に達したとすれば、そのことが有する説得力より堅固なものとなる。こうした方向の見解は、アメリカ合衆国等の研究者にも採用されつつあり、評価型と交渉促進型を峻別する立場はある程度まで克服されつつあるように見える。論者が採用するこうしたバランスのとれた結論は高い価値を持つものと評価できる。

以上に指摘してきた諸点において、本論文は優れたものである。しかし他方で、調停の法制度的な枠組みの設計等について、本論文が依拠する豊富で質の高い情報をまだ十分に分析しきれていない側面があることは否めない。また、国際商事仲裁を国際ビジネスにおける紛争解決手段の中心にすえることを目指すシンガポール条約について本論文は重要な位置づけをあたえるものの、法理論的な分析はなされていない。しかしこれらは本論文自体の価値を損なうものではないが、論者に残された今後のとして指摘しておくこととしたい。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である菅野智恵子氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 元年 8 月 31 日

審査委員 主査 教授 齋藤 彰

教授 高橋 裕

教授 八田 卓也